

令和6年(2024年)5月30日

八王子市男女共同参画推進審議会会長 殿

八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市男女共同参画推進審議会への諮問について

八王子市男女共同参画推進条例第13条第2項に基づき、以下の事項について諮問します。

<諮問事項>

男女が共に生きるまち八王子プランに基づく男女共同参画の推進に向けた効果的な方策及び取組状況に関することについて

<諮問内容>

本市は、平成11年(1999年)に「男女共同参画都市」を宣言し、推進計画である「男女が共に生きるまち八王子プラン」(以下「プラン」という。)に基づき、男女共同参画に関する総合的な取組を進めてきました。

令和5年(2023年)4月には「男女共同参画推進条例」を施行し、令和6年(2024年)4月からは新たに策定した第4次プランを推進しております。

つきましては、第4次プランをより効果的に推進していくため、男女共同参画推進条例第13条第2項に基づき、男女共同参画の推進に向けた具体的で効果的な方策及び第3次プランに基づく令和5年度(2023年度)の男女共同参画の取組状況に関する意見を求めます。